

【対象者】 新たな在留資格「特定技能」での日本での就労を希望する17歳以上フィリピン人の方

試験日 **2022年12月3日(土)**

出願期限 ~~2022年11月13日(日)まで~~
→**2022年11月20日(日)まで**

試験概要

経済産業省の所管分野では、①素形材産業分野、②産業機械製造業分野、③電気・電子情報関連産業分野の製造3分野において、「1号特定技能外国人」の受入れが進んでおります。1号特定技能外国人は製造3分野に「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を有していることが求められており、当該技能水準を確認する「製造分野特定技能1号評価試験」を、フィリピンにおいて、以下の日程で実施致します。

試験名 製造分野特定技能1号評価試験

実施方法 ペーパー試験 (学科・実技)

試験内容 学科60分、実技60分

試験言語 英語

試験区分 溶接を除く18区分

※詳細は下記スケジュール確認ください

定員 各試験区分 各20名

定員に到達次第、受付を締め切らせていただきます

試験料 PHP 760

(日本円で約2,000円程度)

支払方法 GCash

日程

時間

試験区分

12月3日

9:00~12:00

- ①鋳造 ②鍛造 ③ダイカスト ④機械加工
⑤金属プレス加工 ⑥鉄工 ⑦工場板金 ⑧めっき
⑨アルミニウム陽極酸化処理 ⑩仕上げ ⑪機械検査
⑫機械保全 ⑬電子機器組立て⑭電気機器組立て
⑮プリント配線板製造 ⑯プラスチック成形 ⑰塗装
⑱工業包装

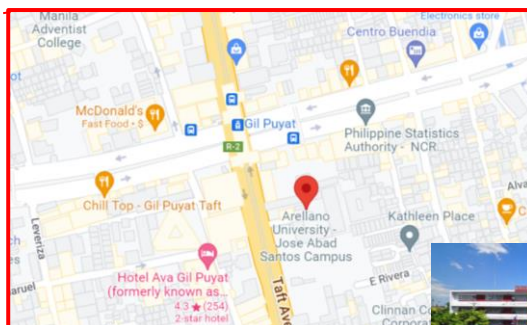
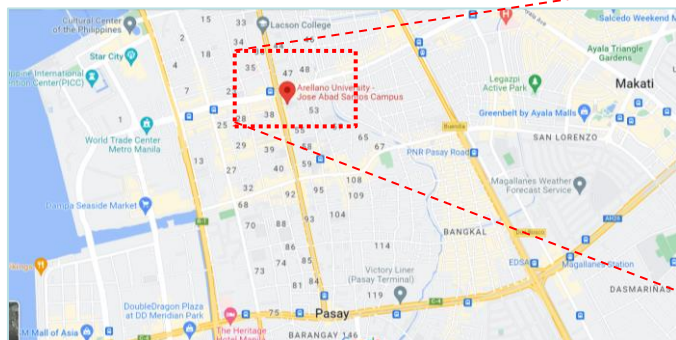
■ コロナ感染状況により、急遽予定変更となることもございます。予めご了承ください。

試験会場 **Arellano University (Jose Abad Santos Campus)**

MAP

Address: 3058 Taft Ave., Pasay, Metro Manila

Tel. No.: 8-831-8077, 8-804-0974, 8-832-5525



お申し込みの流れ ※申込締切:2022年11月13日(日)まで

1. 申込フォームの表示

お申し込みURL、もしくはQRコードからお手続きください

お申し込みURL

https://www.sswm.go.jp/en/exam f/examination_index.html



2. 申込フォーム入力・送信

申込フォームの各項目を入力し、送信してください

3. 受験料の支払い

申込時の案内に沿って、受験料をPDMA事務局宛てにGCashでお支払いください。

*お申し込み完了後、3日以内にお支払いください。

4. 支払い完了後のメール送信

●お支払い確認のため、お振込み後、事務局のメールアドレスに、受験料を振り込んだ旨、お知らせください。

1. 受験者氏名
2. 受験番号
3. 受験科目
4. 支払日
5. 支払い名義(受験者氏名と異なる場合)
6. 支払いの証明書

5. 受験申込確認メールの受信

支払いの確認が取れましたら、受験申込完了の確認メールが配信されます。また、マイページからも確認できます。

*支払いからシステムへの反映まで数日~1週間ほどかかります。もし支払い完了から、1週間を過ぎても確認メールが届かない場合は、お問合せ先までご連絡ください。

6. 受験票のダウンロード

試験1週間前になりましたら、マイページより、受験票をダウンロードしていただけます。マイページ上の案内をよく読み、試験のご準備をお願いします。

7. 試験当日

●試験時間に遅れないよう余裕を持ってお越しください。

●受験票を印刷し持参してください。また受験票に書かれた持ち物を忘れずにご来場ください。

●駐車場はご用意しておりますが、数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

●コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用をお願いいたします。



※上記フローの受信予定日を過ぎても各種メールが届かない場合や

変更・取り消しについては「お問合せ先(pdma2011@yahoo.com.ph)」までご連絡くださいませ。

お申し込み・受験に際しての留意事項

- 本人確認書類などの不備による未受験においても受験料の返金は、おこないませんのでご注意ください。
- 新型コロナウイルス感染拡大による行動規制のため、試験が延期、中止された場合は、受験料は返金いたします。
- 試験の説明などがあるので、3時間を1区分としています。
- 試験区分には重複してお申込みいただけませんので、ご注意ください。お申込みがあった場合は、いずれかをキャンセルさせていただきます。
- 試験当日の詳細情報は、後日ダウンロードいただく「受験票」でご確認いただけます。
- 試験に合格できたとしても、合格したことで「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したものではありません。試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可を受けられるものではありません。
- 在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われ、必ずしも査証の発給を受けられるものではありません。

PDMA Inc. (The Die and Mold Association of the Philippines)

Contact person:

Mr. Philip Ang, Chairman, AOTS project, (Mobile: 09178410105)

Ms. Lot Collado, PDMA Secretariat (Mobile & Viber: 09171937062)

Email: pdma2011@yahoo.com.ph

平日9:00-17:00

お問い合わせ先